

福祉環境委員会
(保健福祉局)
平成27年9月16日

福祉環境委員会資料

平成27年9月16日
保健福祉局

目 次

I 議 案

第 66 号議案	1
----------	---

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員，
設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸市指定介護予防サービス事業者の指
定の基準，指定介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例の件

II 報 告

平成 26 年度神戸市各会計予算繰越しの報告について	8
平成 26 年度「がん対策の取り組み報告」について	資料 1
インフルエンザ予防接種の自己負担額改定について	資料 2

第66号議案

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸市指定介護予防サービス事業者の指定の基準，指定介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の件

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸市指定介護予防サービス事業者の指定の基準，指定介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年9月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例及び神戸市指定介護予防サービス事業者の指定の基準，指定介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第16条」を「第18条」に改める。

第16条を第18条とし，第13条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条中「前条」を「第11条」に改め，同条を第14条とし，第11条の次に次の2条を加える。

(指定通所介護事業所の運営方針等)

第12条 指定居宅介護サービス事業者は，基準省令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所において，基準省令第92条，第98条及び第99条に規定する機能訓練その他必要なサービス又はこれに付随するものとして次に掲げるものを提供してはならない。

(1) 利用者に、射幸心をそそるおそれのある遊技を常時又は主として行わせることその他通常の日常生活を著しく逸脱すると認められる形態で遊技を行わせること。

(2) 遊技において疑似通貨（通貨に類する作用をなすものをいう。）を使用させることにより、利用者の射幸心を著しくそそり、又は依存性が著しく強くなるおそれのあるようにすること。

（指定通所介護事業所の広告）

第13条 基準省令第105条において準用する基準省令第34条の広告は、賭博又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくはこれに類する事業を連想させる名称又は内容であってはならない。

附則第2項中「第12条」を「第14条」に改める。

（指定介護予防サービス事業者の指定の基準、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 神戸市指定介護予防サービス事業者の指定の基準、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（指定介護予防通所介護事業所の運営方針等）

4 前項の規定により介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条の規定によりなお効力を有するとされる同省令附則第2条第3号に規定する旧介護予防サービス等基準（以下「旧基準省令」という。）の規定を準用する場合においては、指定介護予防サービス事業者は、旧基準省令第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所において、旧基準省令第96条に規定する機能訓練若しくは旧基準省令第109条に規定するサービス又はこれらに付随するものとして次に掲げるものを提供してはならない。

(1) 利用者に、射幸心をそそるおそれのある遊技を常時又は主として行わせることその他通常の日常生活を著しく逸脱すると認められる形態で遊技

を行わせること。

(2) 遊技において疑似通貨（通貨に類する作用をなすものをいう。）を使用させることにより，利用者の射幸心を著しくそそり，又は依存性が著しく強くなるおそれのあるようにすること。

5 前項に規定する場合においては，旧基準省令第107条において準用する旧基準省令第32条の広告は，賭博又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくはこれに類する事業を連想させる名称又は内容であってはならない。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

理 由

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する通所介護の適切な運営を図るに当たり，条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定める条例 ぬきがき

(現 行)

(法第74条第3項各号に掲げる事項以外の事項に関する基準)

第11条 法第74条第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（同条第3項各号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は，次条から第16条までに定めるもののほか，基準省令第1条第9号に定める基準に定めるところによる。

(____は，改正部分を示す。)

(改 正 案)

第18条

(指定通所介護事業所の運営方針等)

第12条 指定居宅介護サービス事業者は，基準省令第93条第1項に規定する指定通所介護事業所において，基準省令第92条，第98条及び第99条に規定する機能訓練その他必要なサービス又はこれに付随するものとして次に掲げるものを提供してはならない。

(1) 利用者に，射幸心をそそるおそれのある遊技を常時又は主として行わせることその他通常の日常生活を著しく逸脱すると認められる形態で遊技を行わせること。

(2) 遊技において疑似通貨（通貨に類する作用をなすものをいう。）を使用させることにより，射幸心を著しくそそり，又は依存性が著しく強くなるおそれのあるようにすること。

(指定通所介護事業所の広告)

第13条 基準省令第105条において準用する基準省令第34条の広告は，賭博又は風俗営業等の

(記録の整備)

第12条 前条の規定に基づき基準省令第39条第2項、第53条の2第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の2第2項、第105条の18第2項、第118条の2第2項、第139条の2第2項、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

第13条 略

第14条 略

第15条 略

第16条 略

附 則

1 略

(記録の整備に係る経過措置)

2 第12条の規定は、この条例の施行の日以後に完結した記録について適用し、同日前に完結した記録については、なお従前の例による。

3 略

規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくはこれに類する事業を連想させる名称又は内容であってはならない。

第14条 第11条

第15条

第16条

第17条

第18条

第14条

(参考 2)

神戸市指定介護予防サービス事業者の指定の基準，指定介護予防サービスの事業の人員，
設備及び運営に関する基準等を定める条例 ぬきがき

(____ は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

附 則

1～3 略

(指定介護予防通所介護事業所の運営方針
等)

4 前項の規定により介護保険法施行規則等の
一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令
第4号）附則第4条の規定によりなお効力を
有するとされる同省令附則第2条第3号に規
定する旧介護予防サービス等基準（以下「旧
基準省令」という。）の規定を準用する場合に
おいては，指定介護予防サービス事業者は，
旧基準省令第97条第1項に規定する指定介護
予防通所介護事業所において，旧基準省令第
96条に規定する機能訓練若しくは旧基準省令
第109条に規定するサービス又はこれらに付随
するものとして次に掲げるものを提供しては
ならない。

(1) 利用者に，射幸心をそそるおそれのある
遊技を常時又は主として行わせることその
他通常の日常生活を著しく逸脱すると認め
られる形態で遊技を行わせること。

(2) 遊技において疑似通貨（通貨に類する作
用をなすものをいう。）を使用させることに
より，射幸心を著しくそそり，又は依存性
が著しく強くなるおそれのあるようにする
こと。

5 前項に規定する場合においては，旧基準省
令第107条において準用する旧基準省令第32

条の広告は、賭博又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくはこれに類する事業を連想させる名称又は内容であってはならない。